

【第4期 1/28～2/13】大村市営業時間短縮要請協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請に応じて、営業時間の短縮等にご協力いただいた飲食店等に協力金を支給します。申請の際は、別添の「令和3年度大村市営業時間短縮要請協力金申請要領」（以下、申請要領）をよく確認してください。

支給額	申請期間	申請方法
<p>1日1店舗あたり 3万円～20万円 ※支給額の詳細については、裏面をご覧ください。</p>	<p>令和4年2月14日（月）から 令和4年3月31日（木）まで</p>	<p>郵送の方法に限る 【令和4年3月31日の消印有効】 ※送付先は裏面に記載</p>
<p>対象者【次の1から4のすべての要件を満たす事業者】</p>		
<p>1 運営する店舗が大村市内に所在し、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店または遊興施設（飲食スペースを有するもの） 対象施設の具体例 居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、カラオケボックス等 対象外施設 宅配、テイクアウトサービス専門店、キッチンカー等の移動販売車（ホームページ内申請要領のP3参照）、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機コーナー、ホテル等の宿泊施設において宿泊客にのみ飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場</p> <p>2 店舗が、令和4年1月27日（木）以前から運営されている店舗であること</p> <p>3 要請内容（1）令和4年1月28日（金）から2月13日（日）までの全期間において、長崎県の要請に応じ、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮または終日休業したこと（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合は対象外）。 （2）終日、酒類の提供・持ち込みを行わないこと</p> <p>4 申請事業者が、以下のいずれにも該当しないこと （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団 （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員 （3）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として市長が認めるもの</p>		
<p>提出書類（共通※6,12は該当者のみ提出）</p>		<p>提出書類（裏面備考欄B～Dのみ）</p>
<p>1 提出書類チェックシート 2 大村市営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式1） 3 誓約書（様式2） 4 申請する店舗の情報【開店1年以上の店舗用】（様式3-1） 5 申請する店舗の情報【開店1年未満の店舗用】（様式3-2） ※法人設立届書の写しまたは開業届の写しも必要 6 本人を確認できる書類の写し ※個人事業主のみ必要 7 振込先口座の通帳の写し ※申請者と違う振込名義の場合委任状が必要 8 飲食店・喫茶店営業許可証の写し ※申請者と違う許可証の場合理由書が必要 9 店舗名（屋号）がわかる外観の写真 ※店舗の出入口を含めて屋号が認識できるもの 10 店内（飲食スペース）の写真 11 休業・営業時間短縮の状況をお知らせするチラシ等を店舗の外側に掲示している写真等（変更前後の営業時間を確認できるチラシ等の掲示写真もしくはホームページなどの写し） ※写真は台紙に貼っていただくとスムーズに処理ができます。</p>		<p>12 前年度、前々年度または前々々年度の確定申告書の控えの写し（同年1～2月を含むもの） ※申請要領P4参照 13 店舗の前年、前々年または前々々年の1～2月の飲食業売上高がわかる書類（売上帳等の帳簿の写しなど）</p> <p>提出書類（裏面備考欄Dのみ）</p> <p>14 店舗の本年の1～2月の飲食業売上高がわかる書類（売上帳等の帳簿の写しなど） ※本年2月の飲食業売上高が確定する3月以降にご提出ください。</p>

1店舗あたりの支給額＝以下の表1「1日あたりの支給額」×17日間

◎表1 (まん防適用の場合)

支給額の詳細				
事業規模	算定方式	前年、前々年または前々々年の1月～2月における1日あたりの飲食業売上高（消費税を除く）	1日あたりの支給額	備考
中小企業 (個人事業主含む)	売上高方式	7万5千円以下	3万円	A
		7万5千円超 25万円以下	前年、前々年または前々々年の1月～2月における1日あたりの飲食業売上高の4割	B
		25万円超	7万5千円	C
大企業 (中小企業等も選択可)	売上高減少額方式		前年、前々年または前々々年の1月～2月との比較による本年1月～2月の1日あたりの飲食業売上減少額の4割 ※上限：「20万円」	D

※ 留意事項 ※

1 事業規模は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の主たる事業の区分に応じ以下のいずれかに該当する場合が中小企業となります。

(1) 飲食業	(2) サービス業（カラオケなど）
・資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社	・資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社
・常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人	・常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人

2 1日あたりの飲食業売上高について（詳しくは申請書の様式3-1、または様式3-2を参照）

1日あたりの飲食業売上高 ※前年(2021年)、前々々年(2019年)⇒59日、前々年2020年⇒60日で割ってください

＝ 前年、前々年または前々々年の1月～2月の飲食業売上高 ÷ 59日（60日）

【基準日】令和4年1月1日

（※1円未満切り上げ）

・開店日が令和3年1月1日以前：開店1年以上（様式3-1）

・開店日が令和3年1月2日以降：開店1年未満（様式3-2）

3 1日あたりの飲食業売上高減少額について（詳しくは申請書の様式3-1を参照）

1日あたりの飲食業売上高減少額 = 前年、前々年または前々々年の1月～2月の飲食業売上高 ÷ 59日（60日） - 本年の1月～2月の飲食業売上高 ÷ 59日（※1円未満切り上げ）

【問合せ・申請書送付先】

〒856-8686 大村市玖島1丁目25番地

大村市 商工振興課 商工グループ 電話：0957-53-4111（内線245,275）

